

至急 以下の署名をお願いします。未成年者可。署名は取りまとめ団体経由で、あるいは直接、下記の子どもに無煙環境を推進協議会 までお送りください。

(ファクスでの送信も可, 〒540-0004 大阪市中央区玉造1-21-1-702 Tel, Fax06-6765-5020 メール [muen@silver.ocn.ne.jp](mailto:muen@silver.ocn.ne.jp))

内閣総理大臣様 厚生労働大臣様  
衆議院議長様 参議院議長様

## 「受動喫煙防止法」を制定し、国民の健康保護と喫煙者の禁煙促進を進めてください

### 【趣旨】

2003年5月に「健康増進法」が施行され、第25条で受動喫煙防止の努力義務が定められ、学校・病院、自治体庁舎、金融機関ロビー、タクシー、公共交通機関など、全面禁煙・敷地内禁煙が広がっています。

2010年2月に「受動喫煙防止対策について」の厚生労働省・健康局長通知で、“多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべき”とされ、また5月の同省の「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」報告では、“労働安全衛生法において受動喫煙防止の義務付けが必要”とされ、次の通常国会で法制定される方向です。

2010年4月から神奈川県受動喫煙防止条例が施行されました。我が国でもWHOタバコ規制枠組条約(FCTC)の受動喫煙防止ガイドライン(2010年2月までに「屋内完全禁煙」が定められ日本政府を含む全会一致で採択された)に沿って、早急に「受動喫煙防止法」を制定すべきです。国の法律によって全面禁煙とすることで国民の80%を占める非喫煙者の健康を受動喫煙から守れます。禁煙したいと思っている喫煙者の禁煙を促す良策ともなり、各国でも心臓発作の減少などの報告が相次いでいます。

**新たな法律「受動喫煙防止法(仮称)」制定(屋内禁煙及び罰則付き)により、努力規定ではなく、義務規定として受動喫煙防止を早急に進めてください。**

### 【内容】

- (1) レストランやバーなどのサービス産業も含めて(猶予期間は設けるとしても)、不特定又は多数の者が出入りする屋内を公共的空間として、「屋内完全禁煙」とする。
- (2) 公共の場、及び労働基準法上の全ての「労働者」が働く職場を、「屋内完全禁煙」とする。
- (3) 子ども・未成年者の利用する公園・施設等の一定の屋外についても全面禁煙とする。
- (4) 法律違反に対し罰則を科す。

署名者(未成年者も可、全部埋まらなくても構いません。用紙不足の場合はコピーいただくか、上記会までご請求ください。)

名前

住所

機関名・役職(書かなくても構いません)

呼びかけ団体の下の行に、署名集めにご協力いただける団体名などを追加明記いただいても構いません（署名欄の行数調整も）。関係諸団体の広範なご協力・転送転載・周知・紹介などを是非によろしくお願いいたします。

- ・ 署名用紙が多く必要な場合は当方で印刷してお送りすることもできます。
- ・ 可能な範囲で多くの署名をよろしくお願いいたします（イベント会場や会員送付の機会などを含め）。
- ・ 皆さまの周りで可能な機関がありましたら、協力依頼方よろしくお願いいたします。
- ・ このワード版を以下に掲載しています  
→<http://www.eonet.ne.jp/~tobaccofree/judokituenboshisyomei1010.doc>
- ・ この件の連絡は以下まで：Tel, Fax06-6765-5020 携帯090-9873-5064 メール muen@silver.ocn.ne.jp